

# 緊急事態宣言 発令中

問い合わせ  
芦屋市新型コロナウイルス  
感染症対策本部  
☎31-2121



新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、市民の皆さんのさらなるご理解、ご協力をお願いします。

**不要不急の外出はお控えください。**  
特に午後8時以降の外出の自粛を強くお願いします。

新規陽性者の急増により、医療体制が非常に厳しい状況となっています。医療崩壊を防ぎ、感染の拡大防止のため、兵庫県と芦屋市では、**緊急事態措置**として、以下の取り組みを行っています。ご理解、ご協力をお願いします。

## 家庭等へウイルスの持ち込みを防ぐ

県内感染者の感染経路を見ると、家庭での感染が約5割となっています。緊急事態宣言下であることを強く認識いただき、ウイルスを持ち込まないよう、次の取り組みをお願いします。

- ▶ 不要不急の外出の自粛、特に午後8時以降の不要不急の外出の自粛を強くお願いします。
- ▶ 緊急事態宣言対象地域をはじめ、感染のリスクのある場所への出入りを自粛してください。
- ▶ 家庭内でも、ホームパーティーなど大人数での飲食や長時間におよぶ飲食は控えてください。
- ▶ 毎日の検温、手洗い、マスクの着用などの健康管理を徹底してください。
- ▶ 在宅勤務(テレワーク)に積極的に取り組むなど出勤抑制にご協力をお願いします。

## 芦屋市の施設・イベント状況

次の市立施設の**開館時間を午後8時まで**に制限しています。

芦屋市民センター	潮芦屋交流センター
あしや温泉	海浜公園プール
あしや市民活動センター	体育館・青少年センター
上宮川文化センター	保健福祉センター
集会所	芦屋公園有料公園施設
総合公園(スポーツコート)	

市主催のイベント等の開催は原則、**延期・中止**します。  
※詳細は市ホームページまたは担当課へ

## 発熱等があれば、まずは電話で相談を

電話での相談・受診予約をお願いします

- ▶ 発熱等があれば、地域の医療機関(かかりつけ医等)にまずは電話で相談してください。
- ▶ かかりつけ医がなく、相談先に迷う場合は下記へご相談ください。
- ▶ 医療機関へ受診する場合は、直接行くことは控えるようにしてください。

相談先はこちら

- ▶ 発熱等受診・相談センター (芦屋健康福祉事務所)  
**☎32-0707** (平日午前9時～午後5時30分)
- ▶ 新型コロナ健康相談コールセンター  
**☎078-362-9980**  
(24時間受付 土・日・祝日含む)

## 新型コロナウイルスワクチン接種に 便乗した詐欺にご注意ください

本市において、保健所職員をかたり、「**新型コロナウイルスワクチン接種を優先的に受けられる**」として予約金を要求する不審電話が確認されています。

**保健所職員や市役所職員からこのような電話をすることは絶対にありません。**

新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺や悪質商法には、くれぐれもご注意ください。

## 飲食店への営業時間短縮のお願いと協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮にご協力いただいた事業者の皆さんに対し、協力金を支給します。

- 対象 県内全域の食品衛生法上の飲食店営業または喫茶店営業の許可を受けている飲食店、通常午後8時以降も営業している施設
- 要請内容 1月14日～2月7日の期間、午前5時～午後8時の時短営業(酒類提供は午前11時～午後7時)
- 協力金

【支給要件】要請する期間で、時短営業をしていただいた事業者へ店舗単位で支給します。

ただし、業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取り組みを行い「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。

【支給額】1店舗につき**1日当たり6万円×時短日数**

- ※県による時短要請(1月12日～13日の2日間)に協力いただいた「神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の飲食店については上記の額に加え1店舗につき4万円×時短日数(最大2日)を支給
- ※詳しくは県ホームページをご確認ください。

問い合わせ 兵庫県営業時間短縮・協力金コールセンター  
☎078-362-9844 (平日:午前9時～午後5時)



兵庫県「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について」↑